

指定通所介護事業所 デイサービスつなぐ

重要事項説明書

当事業所が提供する通所介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業所の名称	株式会社 下 平
主たる事務所及び事業所の所在地	岐阜県岐阜市北柿ヶ瀬 1 2 8 の 8
電話番号	058-239-2661
代表者	代表取締役 下平 治

事業所の名称	指定通所介護事業所 デイサービスつなぐ
介護保険事業所番号	2 2 7 4 2 0 5 9 7 6
指定年月日	令和 6 年 9 月 1 日
交通の便	静岡鉄道バス 藁科線、又は南藁科線 服織中学校前若しくは南藁科入り口下車 徒歩 7 分
通常の事業の実施地域	静岡県静岡市（葵区、駿河区、清水区）
第三者評価の実施の有無	無

2. 事業者の職員の概要

(2025 年 7 月 1 日 現在)

職 種	資 格	員 数	勤務の体制	
管理者	介護福祉士	1 人	常勤兼務 1 人	
生活相談員	介護福祉士	3 人	常勤兼務 2 人	非常勤兼務 1 人
看護師	看護師	1 人		非常勤専従 1 人
	准看護師	2 人		非常勤専従 2 人
機能訓練指導員	作業療法士	1 人	常勤専従 1 人	
	理学療法士	1 人	常勤専従 1 人	
介護職員	介護福祉士	3 人	常勤兼務 1 人 常勤専従 1 人	非常勤兼務 1 人
	他	8 人	常勤専従 4 人	非常勤専従 4 人

3. 通所介護施設の概要

定 員	単独型 40 人 (1 単位)
食堂及び機能訓練室	1 4 9 . 2 2 平方メートル
浴 室	一般浴槽・特殊浴槽
その他の設備	・事務室 ・相談室 ・静養室 ・厨房室 ・送迎車 6 台

4. サービスの提供時間

月・火・水・木・金・土・日	一般	午前 9 時 15 分～午後 4 時 30 分
年中無休		

5. 通所介護の運営の方針

当事業所は、入浴や食事、機能訓練、各種レクリエーションなどのサービスを、提供する事により、利用者の心身機能の維持向上や孤立感の解消並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6. 利用料金

(1) 当事業所の通所介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、介護報酬の告示上、または静岡市長の定める額とし、法定代理受領サービスである場合はその額の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金		加算	
(介護度)	(単位)	送迎なし減算	-47 単位
要介護 1	658 単位	入浴介助加算 (I)	40 単位
要介護 2	777 単位	個別機能訓練加算 (I) イ	56 単位
要介護 3	900 単位	個別機能訓練加算 (I) ロ	76 単位
要介護 4	1,023 単位	個別機能訓練加算 (II)	20 単位/月
要介護 5	1,148 単位	中重度者ケア体制加算	45 単位
		科学的介護推進体制加算	40 単位/月
		LIFE への登録	有り
		介護職員等处遇改善加算 (II)	1ヶ月の利用料×9.0%
		サービス提供体制加 (III)	6 単位

- 基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が6等級の為、単位数に10.27を乗じた額）であり、これが改定され場合は、これら利用料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料金等を書面にてお知らせします。
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第19号）に規定される個別機能訓練指導、又は入浴を受けた場合は、上記の金額を負担していただきます。

(2) その他の費用

- 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要した費用は、次の額を負担していただきます。
 - 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね5キロメートル未満 100円
 - 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね5キロメートル以上又はその端数をますごとに 100円
- 昼食代として 700円(おやつ込み)
- おむつ・パット代は、これを使用した場合1枚ごとに実費をいただきます。
- その他レクリエーションにかかった費用は、材料費等実費をいただきます。

(3) 料金の支払い方法

あなたが事業者を支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15

日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、27日までにお支払いください。支払方法は、口座自動引落とし、銀行振込、現金集金の中からご契約の際に選んでください。

(4) キャンセル料

あなたのご都合により当日の通所介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂く場合がありますので、キャンセルする場合は、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡いただいた場合	基本料金の50%
ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡がなかった場合	基本料金の100%

(5) ハラスメント対応

事業者は、「職員が安心できる職場でなければ、利用者の皆様に信頼されるサービスを提供できない」と考えています。そのため、事業所内および利用者等からのハラスメント行為には厳正に対応していきます。

1. 事業者は、「ハラスメント相談窓口」を設置して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
2. 利用者およびそのご家族が事業所の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。
 - ① 暴力 殴る、蹴る、つねる など
 - ② 暴言 「死ね」「役立つ」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉を言うなど
 - ③ 威嚇 近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物をして職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れたい、など
 - ④ セクハラ 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流す、など
 - ⑤ 過度の要求 職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求、など
 - ⑥ プライバシーの侵害 職員の許可なく撮影をしてそれを SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を訪ねる、など
 - ⑦ その他、上記に類する、当該者間の信頼関係を破壊する一切の行為

(6) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、静岡市の窓口へ提出して差額（介護保険適用の部分の9割）の払い戻しを受けてください。

7. サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の通所介護の内容等について説明します。
- ・この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者の管理者が通所介護計画を作成・交付し、サービスの提供を開始します。
- ・あなたが居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

1. 利用者は、15 日以上予告期間をおいて文書で事業者に届け出ることにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - ・事業者が守秘義務に違反したとき。
 - ・事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - ・事業者が破産したとき。
- 2 当事業者は、事業の適正な運営のため、やむを得ず、下記の場合には本契約を解除することができます。
 - ・利用料の滞納 利用者が利用料の支払いを 1 カ月間怠った時は、相当の期間を設けた催告の上、本契約を解除致します。
 - ・利用者等によるハラスメントがあった場合 ハラスメント対応 2 項各号に記載したハラスメント行為及びそれに類する行為がなされ、事業所がその是正を求め、事業所として取りうる防止策を講じても、利用者及びその家族によるハラスメント行為がやまず、当事者間の信頼関係が失われるに至った場合、本契約を解除致します。
 - ・そのほか、利用者等によって、本契約を継続することが難しいほどの背信行為が行われた場合、本契約を解除致します。
3. 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。
 - ・利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
 - ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者が死亡した場合

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ・体調の確認
通所介護にお見えになる日の朝、ご家族で体調の確認をお願いします。気になる事等がある時は、必ず職員にお伝えください。また、発熱等体調に異常がある時や病気の時は通所介護のご利用はできません。
- ・利用時間の変更
サービス利用の変更は、ご利用予定日の前日までに事業者に出してください。
- ・設備、器具の利用
当事業者の設備、器具の利用に際しては、危険や事故防止のため職員の指示に従ってください。
- ・機能訓練の実施時には、機能訓練指導員の指示に従ってください。

9. サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日：
内 容： 日常生活上の援助 健康状態の確認 食事サービス 入浴サービス 送迎サービス 機能訓練サービス 相談、助言等に関する事 その他の自立への支援

- ・ サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等についてあなたに分かりやすいように説明します。
- ・ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意を払い、特に、あなたの身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

10. 担当の職員

あなたを担当する通所介護担当者は、以下のとおりです。

(2025年 7月 1日 現在)

職 種	資 格	員 数	勤務の体制	
管理者	介護福祉士	1人	常勤兼務1人	
生活相談員	介護福祉士	3人	常勤兼務2人	非常勤兼務1人
看護師	看護師	1人		非常勤専従1人
	准看護師	2人		非常勤専従2人
機能訓練指導員	作業療法士	1人	常勤専従1人	
	理学療法士	1人	常勤専従1人	
介護職員	介護福祉士	3人	常勤兼務1人 常勤専従1人	非常勤兼務1人
	他	8人	常勤専従4人	非常勤専従4人

- ・ 職員は常に身分証明書を携帯しているため、必要な場合は提示をお求めください。
- ・ あなたは、いつでも担当の通所介護従業者の変更を申出することができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申出に応じます。)
- ・ 当事業者はあなたの担当の通所介護従業者が退職する等正当な理由がある時に限り、担当の通所介護従業者を変更することができます。

11. 緊急時の対応方法

通所介護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。

主治医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	

	連絡先	
--	-----	--

12. 非常災害対策

非常時の対応	第一にご利用者の安全を確保して、一次避難地（服織中学校・山崎新田スポーツ広場など）に非難します。
近隣との協力関係	地域の防災訓練等に積極的に参加し、非常時の協力体制を確保、整備しています。
防災設備	ガス警報機、消火器、を設置してあります。 災害に備えての準備品 ①非常食料、飲料水 ②懐中電灯、トランジスターラジオ ③緊急医療品 ④毛布
平常時の防災訓練	年一回以上の避難、防災訓練を実施します。
防火・防災計画	防火管理者：神 彩乃 防火責任者：神 彩乃 内 容：目的、管理組織、管理者・責任者の任務、訓練、準備品等

13. 苦情処理

あなたは、当事業者の通所介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。
あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇をうけません。

苦情相談窓口 担当：管理者 神 彩乃

電話番号：054-276-2200

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申立てることができます。

静岡市役所介護保険課	担当窓口	総務担当窓口
	電話番号	(054) 221-1202
静岡県国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護担当窓口
	電話番号	(054) 253-5590

2025年 7 月 17 日

(事業者)

通所介護の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県静岡市葵区羽鳥 2 丁目 17-3

名 称 デイサービスつなぐ

説明者 神 彩乃

(利用者)

この説明書により、通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名